

千代田町立西小学校いじめ防止基本方針

平成30年1月11日

千代田町立西小学校

学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日制定
平成30年 1月11日改正

I いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

<「いじめ」の定義>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である、
- ② いじめの認知は、特定の教員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

<いじめの態様>

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

<いじめの構造>

いじめは、単にいじめられる子どもといじめるこどもの関係だけでとらえることはできない。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子どもたちの反応が大きく影響している。

<いじめの解消>

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできず、「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

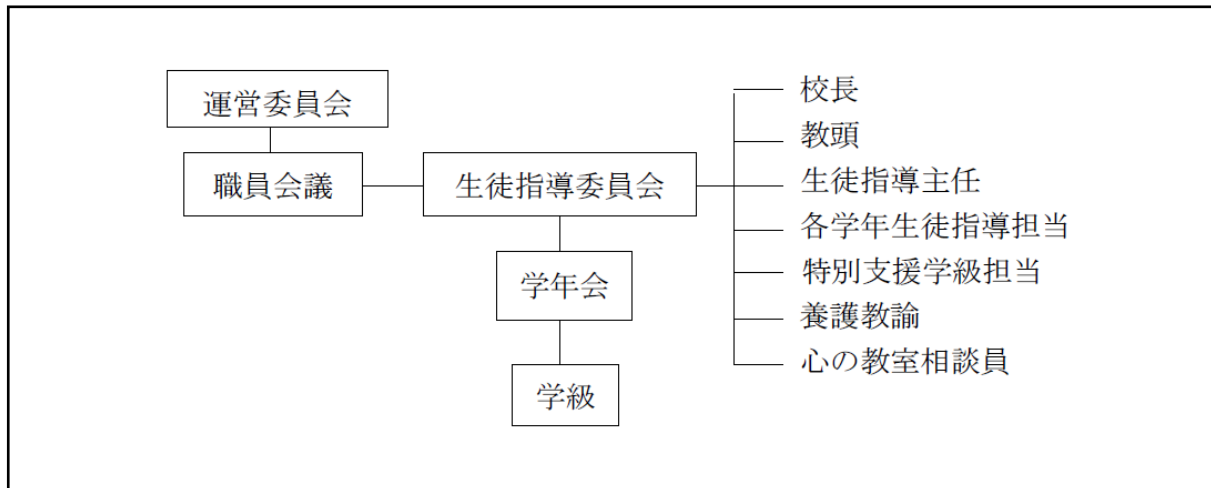
- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。
- ② 被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

－「群馬県いじめ防止基本方針」より－

上記の定義のもと、本校では、いじめ問題への対応は学校における最重要課題のひとつであると受け止め、一人の教職員が抱え込むことのないように学校が一丸となって組織的に対応していきます。

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」ことを全教職員がしっかりと踏まえて（認識し）、児童（生徒）に対するいじめ防止教育と、心が通い合ういじめを生まない学校風土づくりに努めます。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図るために、家庭や地域及び関係機関との連携を密に一体となった取組を進めてまいります。

II いじめ問題に取り組むための校内組織（基本的な流れ）



生徒指導委員会

- 生徒指導委員会は、いじめ防止の中核となる組織であり、月1回開催します。
- 組織は、校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、特別支援学級担当、養護教諭、心の教室相談員等（事案によって、学級担任等を加える）で構成します。
- 児童の様子や問題傾向を有する児童についての情報交換、情報共有をし、学校としての指導方針を打ち出します。
- 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた年間計画を立て取組を推進します。
- いじめ事案が報告された場合には、「いじめ防止対策委員会」として、速やかにいじめ事案解決への方針を立てます。また、いじめ事案に対する緊急の対応を要すると校長が判断したときには、校長は「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、対応策を検討します。その事案を「重大事態」と判断した場合は、速やかに教育委員会に報告し、迅速な対応に努めます。

III いじめへの対処に関する方針

1 いじめ未然防止への取組

(1) 環境づくり

- ①教職員は、「教職員の人権感覚チェックリスト」等を活用し、常に自らの人権感覚を磨き児童の手本となる行動に努めます。
- ②教職員は、児童理解に努め、一人一人の良さを認め、全教育活動を通して、児童との温か人間関係づくりに努めます。また、特に配慮が必要な児童について、特性をふまえた適切な支援を行います。
- ③児童同士が互いに認め合い、つながり合う温かい学級・学校づくりに取り組みます。
- ④児童がいじめに向わない態度・能力の育成といじめが起きにくい・いじめを許さない学級・学校風土をつくるための年間の教育活動計画を作成し地道に実践します。

(2) 授業づくり

- ①学校教育のあらゆる場面で、「共感的人間関係」を基盤にし、児童に「自己決定の場」・「自己肯定感」「自己有用感」を与える授業・活動づくりに取り組みます。
- ②教師一人一人が「分かる・楽しい・身につく授業」を心がけ、児童の基礎・基本の定着を図ると共に学習に対する達成感・成就感を育てます。
- ③道徳や学級活動等を通して、いじめや差別等、人権にかかわる諸課題の解決に向けた実践力を育てます。

(3) 自ら活動できる集団づくり

- ①話し合い活動を充実させ、学級の諸問題を自分たちで考え、解決していこうとする自発的な態度を育てます。
- ②いじめ防止活動を児童会の活動方針に位置付け、児童の継続した活動を支援します。
- ③ピアサポート活動を取り入れ、異年齢集団による自治的な活動を効果的に展開したり、ソーシャルスキルトレーニング、グループエンカウンターなどを行ったりして、よりよい人間関係を築くことが出来るようにします。

(4) 学校・家庭・地域のつながりづくり

- ①家庭に対して、通信や懇談会等で「いじめ防止基本方針」を伝え、理解を得て、協働で取り組みます。
- ②学校の様子をホームページや通信等で発信し、PTA会議、学年懇談会、学校評議委員会等でいじめ等の情報交換や未然防止策を話し合います。また、家庭や地域住民との定期的な情報交換会や「千代田サミット」等を通して地域関係団体との連携を推進します。
- ③インターネット上のいじめは重大な人権侵害であることを理解させるとともに、スマホやインターネットの正しい利用方法や危険性について指導し、情報モラル教育をすすめます。また、情報モラル講習会を開催し、保護者への情報提供や啓発を行います。

2 いじめ早期発見に向けての取組

(1) 日常の観察

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化も見逃さない感覚を身につけます。児童の様子がおかしいと感じたときには学年や生徒指導委員会の場において気づいたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守っていきます。

(2) アンケートの実施

- ①定期的にアンケート調査を実施します。いじめ等の報告がない場合でも、その結果を全教職員で共有し、日頃の児童の生活の様子と照らし合わせて確認します。アンケートにいじめに関わる記述があった場合には、教師は積極的に働きかけ事実確認を行ない、解決すべき問題がある場合には、いじめ防止対策委員会に報告します。(アンケートは月に1回朝行事に行います。)

(3) 情報交換・情報共有

- ①月1回生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）や教育相談部会を開催し問題行動を有する児童や不登校傾向の児童の現状や指導についての情報交換を行い、指導の方向性を話し合います。
- ②児童が悩み事や困りごとを相談できるように「心の教室相談員」や「スクールカウンセラー」による相談体制を整え、来室状況を連絡し合います。

(4) チェックリストの活用

- ①教職員は「いじめ発見のためのチェックリスト（学校用）」を活用し、いじめの兆候に早く気づき、児童の些細な兆候であっても、早い段階から関わりを持っていくようにします。
- ②「いじめ発見のためのチェックリスト（家庭用）」を配布し、保護者からの家庭での気づきが報告された場合には「いじめ防止委員会」に報告し事実確認をおこないます。
- ③教職員は、「未然防止のためのチェックリスト（学校用）」や「学級経営を見直すチェックリスト（担任用）」を活用して、取組の振り返りを学期ごとに行ないます。

3 いじめの早期解消に向けての取組

- (1) いじめの疑いに係る情報があったときには、学級担任だけで抱え込むことなく、緊急に「いじめ防止対策委員会」を開いて学校全体で共通理解し組織的に解決にあたります。
- (2) 安心して話せる場所を設定し、いじめを受けている児童といじめをしている児童及び関係する児童からいじめの状況やきっかけ等をじっくり聞き、事実確認をした上で指導を行います。その際、時系列に沿って、経過の記録や話し合いの記録を残します。
- (3) いかなる理由があっても、いじめられている児童を守ります。
けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。いじめの解決については、謝罪をもって解決したと安易に判断せず支援を継続し、その後の情報も全職員で共有していきます。（少なくとも3カ月間いじめが止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないとしたときに解消を判断します）。また、いじめが解消している状態でも、教職員は当該児童について注意深く観察します。
- (4) いじめた児童に対しては、いじめを行なった背景を理解しつつ行った行為に対しては毅然と指導します。
- (5) いじめを煽ったり傍観したりした児童（生徒）に対しては、問題の関係者として事実を受け止めさせ、学級や学年等集団全体の問題として、いじめに対応していきます。
- (6) いじめられている児童の心を癒すために、スクールカウンセラーや心の教室相談員、養護教諭と連携を取りながら対応していきます。
- (7) いじめ問題が起きたときには家庭との連絡を密にし、学校側の取組について保護者に丁寧に伝え、理解と協力を得て指導を進めます、
- (8) いじめの対応に当たっては教育委員会と連絡を密にとり、解消を図ります。

IV 重大事態への対処

重大事態とは「いじめにより被害児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」「いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席した場合」「被害児童生徒または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている場合」をさします。

- 学校(学校長)は、把握した事態を教育委員会(教育長)に報告し、対応を協議します。
- 学校(学校長)は、児童の行為が犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合には、教育委員会と相談の上、速やかに大泉警察署に相談・通報します。
- 学校は、迅速かつ適切な方法で、児童や保護者への心のケアに努めます。また、必要に応じて、各相談機関や専門機関と連携して、専門的見地からの助言を受けます。
- 被害児童の状況に応じて、適応指導教室への通級や別室登校等の対応をとります。
- 児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童の学習の妨げになる場合は、教育委員会と連携し懲戒や出席停止等について検討します。
- 誤った情報で事態が混乱することを防止するために、個人情報に十分注意した上で保護者や地域の方々に説明します。

V 評価

学校は、いじめ防止等に向けた取組について達成目標を設定し、学校評価において評価し、その結果を町教育委員会に報告し、保護者や地域関係者に対して公表します。また、評価結果を踏まえた改善を図ります。

<日常の点検と評価>

いじめ問題の取組については、指導体制、問題行動への対応、家庭・地域・関係機関等との連携・協働など、様々な観点から教育活動全体に係わる日常の点検・評価を通して現状の課題を把握します。また、自己評価や関係者評価を計画的に行い、児童や保護者、関係機関などの意見や評価を十分に取り入れ、学習指導や生徒指導等のあり方の工夫改善に取り組みます。

VI いじめ防止における年間活動計画

月	取組内容	ねらい
通年	◎あいさつ運動 ・毎週水曜日に東門等で児童会が行う。 ・小中学校合同でも行う。 ・月に1度、地域(民生児童委員)と連携して行う。 ・春、秋に4年生以上の全学級の児童が行う。 ◎生活アンケートの実施 ・月1回アンケートを行い、チェックのあった内容は児童から聞き取り対応する。	・あいさつを通して、児童一人一人に意識させていく。 ・生活アンケートを通して、児童の実態把握に努める。

4	○学級目標の設定	・学級目標の「なかよく」を観点に、楽しい学校生活となるよう学級目標を決める。
4	○1年生を迎える会 ○たてわり活動結団式	・仲良く、助け合って、楽しい学校生活を送れるようにする。 ・1～6年生で力を合わせて活動(運動会、縦割りレク・清掃)しようとする気持ちをもつようにする。
5	○「いじめ防止のぼり旗」の活用	・あいさつ運動でのぼり旗を活用し、いじめ防止の意識を高める。
6 7	○「千代田っ子いじめ防止宣言」の確認	・集会でいじめ防止宣言を確認し、いじめ防止の意識を継続させる。
8	○千代田サミット (小中学校合同で、児童会・生徒会の本部役員が集まり、各校の取組を紹介したり、いじめ防止策について話し合う。)	・他校の取組を知り、自校の活動に生かしたり、中学生の考えに触れたりすることにより、いじめ防止に対する意識を高める。
9 10 11	○「千代田っ子いじめ防止宣言」の確認 ○ありがとう集会 ○「いじめ防止のぼり旗」の活用 ○人権集会	・集会でいじめ防止宣言を確認し、いじめ防止の意識を継続させる。 ・感謝の気持ちを伝えることができるようにする。 ・あいさつ運動でのぼり旗を活用し、いじめ防止の意識を高める。 ・誰とでも仲良く生活しようとする気持ちを持つようにする。
12	○中学校入学説明会	・6年生が中学生との懇談を通して、希望・期待を胸に中学校に入学しようとする気持ちをもつようにする。
1 2 3	○いじめ防止集会 ○引き継ぎ集会 ○6年生を送る会	・集会でいじめ防止宣言を確認し、いじめ防止の意識を継続させる。 ・1年間の活動を振り返り、次年度につなげる。 ・卒業生に感謝の気持ちをもち、自分たちでよりよい学校をつくらうとする意欲を高める。

※基本方針は、より実効性の高い取組を実現するために、必要に応じて見直しを行います。